

岐 阜 県 公 報

目 次

規 則

岐阜県医療法施行細則の一部を改正する規則

(医療整備課) 三二^{ページ}

告 示

道路の区域変更

(道路維持課) 三三

道路の供用開始

(同) 三四

公 示

指定管理者の指定

(産業技術課) 三四

公共測量の実施

(用地課) 三五

開発行為の工事の完了

(建築指導課) 三五

落札者等に関する公示

(水道企業課) 三五

指定管理者の指定

(都市公園課) 三六

土地改良区の定款の変更認可

(岐阜農林事務所) 三六

規 則

岐阜県医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年一月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四号

岐阜県医療法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県医療法施行細則(平成十二年岐阜県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

別記第十五号様式を次のように改める。

第15号様式 (第9条関係)

年 月 日

岐阜県知事 様
保健所長 様

開設者住所

(法人の場合は、主たる事務所の所在地)

開設者氏名

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

電話番号

()

印

病院 (診療所・助産所) 兼任管理許可申請書

下記のとおり2以上の病院 (診療所・助産所) を管理させたいので、医療法第12条第2項の規定により許可されるよう申請します。

記

1 2以上の病院 (診療所・助産所) を管理しようとする者の氏名

2 現に管理する病院 (診療所・助産所)

施設の名称			
所在地			
診療科名			
病床数(入所定員)	床	診療日及び診療時間	
従業員定員			

3 新たに管理させようとする病院 (診療所・助産所)

施設の名称			
所在地			
診療科名			
病床数(入所定員)	床	診療日及び診療時間	
従業員定員			

4 新たに病院 (診療所・助産所) を管理させようとする理由

5 現に管理する病院 (診療所・助産所) と新たに管理させようとする病院 (診療所・助産所) との距離及び連絡に要する時間

6 医療法第12条第2項各号のうち該当する規定(該当する□にレ点を記入すること。)

第1号 (医師の確保を特に図るべき区域内に開設する診療所を管理しようとする場合)

第2号 (介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム又は社会福祉法第62条第1項に規定する社会福祉施設に開設する診療所を管理しようとする場合)

- 第 3 号 (事業所等に従業員等を対象として開設される診療所を管理しようとする場合)
- 第 4 号 (地域における休日又は夜間の医療提供体制の確保のために開設される診療所を管理しようとする場合)
- 第 5 号 (病院又は診療所を管理する医師が、医師の確保を特に図るべき区域に準ずる地域内に開設する診療所を管理しようとする場合その他の知事が適当と認める場合)

添付書類

- 1 現に管理する病院 (診療所・助産所) の開設者が申請者と異なる者であるときは、開設者の承諾書
- 2 管理させようとする者の免許証の写し及び承諾書

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県医療法施行細則の規定により作成されている用紙 (以下「旧用紙」という。) がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県医療法施行細則の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整をしたものによることができる。

告 示

岐阜県告示第十四号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年一月二十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年一月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	四百十七号	揖斐郡池田町本郷字柳樋 六七一番四地先から 同郡同町同字同 六七一番一地先まで	前	三〇・四	一〇・五	
			後	三〇・一	一〇・五	

岐阜県告示第十五号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年一月二十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年一月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		道路の種類	
一般	路線名	一般	路線名
四百七十二号	区 間	四百七十二号	区 間
郡上市八幡町有穂字小野 尾一五二二番一地从先から 同 市同 町同 字同 一五二〇番一地从先まで	区域 変更 前後 別	郡上市八幡町有穂字小野 尾一五二二番一地从先から 同 市同 町同 字同 一五二〇番一地从先まで	敷地の幅 員 延 長 備考
後	前	後	前
二・二 一・九	八・六 一・八	二・二 一・九	八・六 一・八
八・六	八・六	八・六	八・六

岐阜県告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年一月二十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年一月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		道路の種類	
一般	路線名	一般	路線名
百五十六号	区 間	百五十六号	区 間
大野郡白川村大字牧字イノモ ト通一四〇番一地从先地内	区域 変更 前後 別	大野郡白川村大字牧字イノモ ト通一四〇番一地从先地内	敷地の幅 員 延 長 備考
九六〇	二・二 一・三	九六〇	二・二 一・三
令和 二・二 一・三	平成 六・二 一・九	令和 二・二 一・三	平成 六・二 一・九

公 示

○指定管理者の指定

ソフトピアジャパンセンター及び県営住宅（ソピア・フラッツに限る。）に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、ソフトピアジャパンセンター条例（平成七年岐阜県条例第四十六号）第十七条及び岐阜県県営住宅条例（昭和三十五年岐阜県条例第二号）第四十九条の八の規定により公示する。

令和二年一月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

伊藤忠アーバンコミュニティ・グループ

代表者 深城 浩二

構成員

東京都中央区日本橋本町二丁目七番一号

伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社

大阪府大阪市中央区淡路町三丁目六番一三号

株式会社コングレ

羽島市正木町須賀五四四番地の一七

カワボウテキスチャード株式会社

大垣市小野四丁目三五番地一〇

グレートインフォメーションネットワーク株式会社

東京都港区芝四丁目一一番三号

グループシップ株式会社

二 指定の期間

令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで

○公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により多治見市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年一月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
多治見市
- 二 作業種類
公共測量（二級基準点測量）

- 三 作業期間
令和二年一月六日から
令和二年三月六日まで
- 四 作業地域
多治見市

○開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

令和二年一月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

開発許可（変更許可）番号及び年月日 岐阜県指令岐西建築第一二四号の二三 令和元・一一・一三	開発区域又は工区に含まれる地域の名称 瑞穂市稲里字三ノ町三六九番一、三七〇番一、三七〇番九及び三七七番一	公共施設の 種類 道路	公共施設の 位置及び区 域 開発登録簿 による	開発許可を受けた者の住所及び氏名 瑞穂市別府六一六番地の三 株式会社ジェーシーサービス 代表取締役 水 田 政 子
---	---	-------------------	-------------------------------------	--

○落札者等に関する公示

岐阜県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和二年一月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 購入物品の名称及び数量 岐阜県東部広域水道事務所浄水場等で使用する電気（予定数量） 10,495,300kWh

- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和元年11月 8 日
- 4 落札者を決定した日 令和元年12月25日
- 5 落札者の住所及び氏名 京都府京都市南区東九条室町23番地
エフビットコミュニケーションズ株式会社
代表取締役 吉本 幸男
- 6 落札金額 170,413,566円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県東部広域水道事務所総務課契約係
(2) 所 在 地 瑞浪市釜戸町2190番地12

○指定管理者の指定

岐阜県百年公園（博物館に係る区域を除く。）に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県都市公園条例（昭和三十七年岐阜県条例第四十一号）第九条の八の規定により公示する。

令和二年一月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

昭和造園土木・名岐サーブিসJVグループ

代表者 村瀬 大一郎

構成員

岐阜市難倉七九四番地の一

昭和造園土木株式会社

羽島郡岐南町八剣二丁目四五番地

株式会社名岐サーブিস

二 指定の期間

令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで

○指定管理者の指定

各務原公園に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県都市公園条例（昭和三十七年岐阜県条例第四十一号）第九条の八の規定により公示する。

令和二年一月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

岐阜市宇佐南三丁目六番二〇号

株式会社技研サーブिस
代表者 棚橋 泰之

二 指定の期間

令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで

○土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和二年一月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
羽 島 用 水 土 地 改 良 区	令 和 二 ・ 一 ・ 八

令和二年一月二十一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社